「ハッピーこまちゃん」の使用について

八潮市のマスコットキャラクターである「ハッピーこまちゃん」の図柄と着ぐるみを使用する場合の必要事項を定めました。「ハッピーこまちゃん」を広くご活用ください。

問 健康増進課☎995・3381

使用について

営利目的の使用を含め、どなたでも使用いただけます。

〈使用例〉

図柄…地域振興やイベントなどをPRするポスターへの使用

着ぐるみ…町会・自治会や子ども会等のイベントなどでの使用

ただし、次の場合は使用できません。

○八潮市の品位を傷つけ、または傷つけるおそれのあるとき。

○自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用したり、使用するおそれのあるとき。

○法令または公序良俗に反したり、反するおそれのあるとき。

○特定の個人、政党、宗教団体を支援または公認しているような誤解を与えたり、与えるおそれのあるとき。

○使用する者（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店若しくは事務所の代表者）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であると認められるとき。

○その他、その使用が著しく不適当であるとき。

使用・貸し出し申請

図柄の使用　マスコットキャラクター使用申請書に必要な書類を添付して提出し、承認を受けてください（※キャラクターの立体物および動画を製作する場合も承認が必要）。

着ぐるみの使用　貸し出しを受けようとする日の3月前から7日前までに使用申請書を提出してください（※着ぐるみの貸出期間は、7日間以内）。

申 窓口または郵送で保健センター（〒340―0815八潮市八潮8―10―1）へ（「使用例2」参照）。

○完成物を提出してください。ただし、物の提出が困難である場合は、説明図などをもって代えることができます。

○着ぐるみ（「使用例3」参照）を使用する方は、その取り扱いに注意し、汚したり破損したりした場合は、直ちに健康増進課に申し出て、必要に応じた措置（修理費用などの負担を含む）を行ってください。

○図柄は使用承認された用途のみで使用してください。

○営利目的で使用する場合は、四半期ごとに使用商品等販売状況報告書」を提出してください。

○承認に基づくキャラクターの使用の権利を他に譲渡し、また転貸はできません。

○図柄を使用できる期間は、最長1年間。1年間を超えて使用する場合は、再度マスコットキャラクター使用申請書の提出が必要です。

※使用取扱要綱や利用申請書は、市ホームページからダウンロードできます。

使用料

図柄および着ぐるみの使用料は無料です。

使用上の注意事項

図柄を使用する際は、次の事項に注意してください。

○色、形などを正しく使用し、デザインの改変など、応用使用はできません。

○「ハッピーこまちゃん®」との表記を付す（「使用例1」参照）。ただし、表記が難しい場合は、「©八潮市」の表記をもって代えることができます

〈使用例1〉

〈使用例2〉

〈使用例3〉

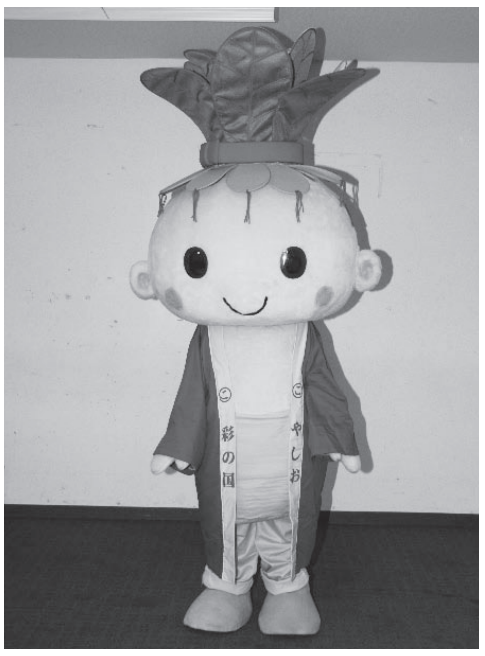

着ぐるみ

八潮南部東地区の宅地(保留地)を公売します

【公売区画】 6区画
【公売面積】 109～453平方メートル
【公売価額】 1,656万8,000円 ～ 5,345万4,000円
【公売方法】 公開抽せん方式
【申込期間】 日 第1回目…9月24日(月)、25日(火)　午前9時～午後2時
第2回目…9月26日(水)、27日(木)（第1回目に申し込みがない区画のみ受付）　午前9時～午後2時
場 市街地整備課窓口
対 1回目…当地区内に所有権などの権利があり、市の権利者名簿に登載されている方
2回目…一般の個人および法人
持 抽せん参加保証金50万円（現金または銀行その他の金融機関が振り出した小切手）および認印
【抽せん】 日 9月28日(金)　午前10時～
場 市役所第3会議室
※抽せん参加申込書、公売案内資料、詳しい内容などについては、市街地整備課までお問い合わせください。なお、市ホームページにも掲載しています。
※今回の公売で申し込みがなかった区画については、9月28日(金)から申込順により販売します。
問 市街地整備課☎内462

宅地（保留地）公売箇所図

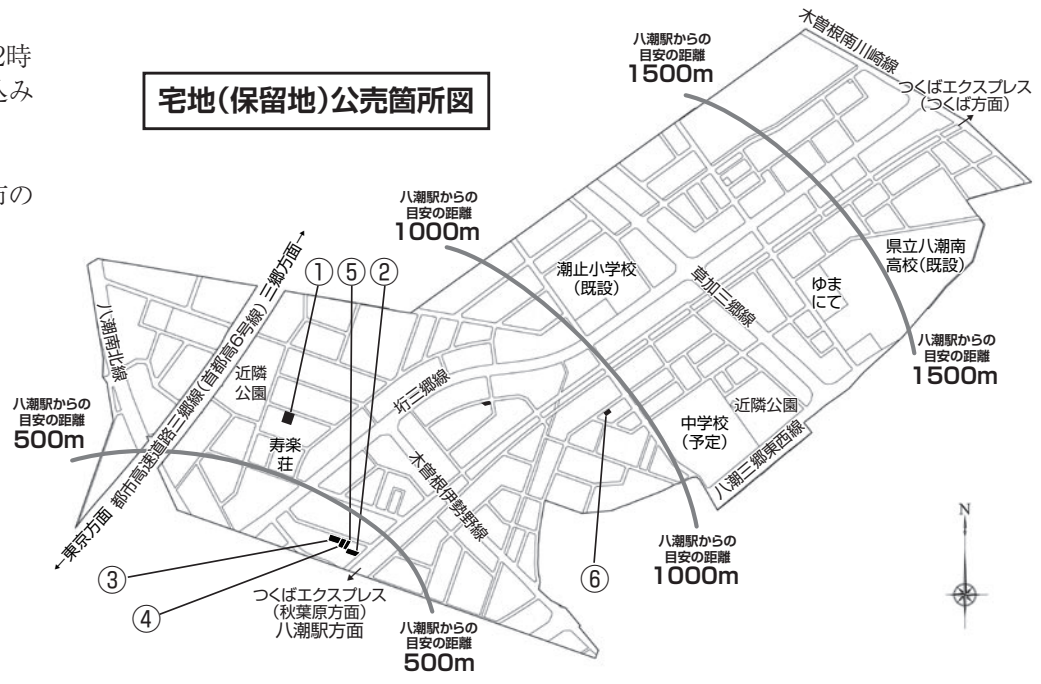

日日時・期間　場場所　対対象　内内容　持持ち物　定定員　費費用　申申し込み　問問い合わせ